

薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 24 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 27 号

薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「使用料の額を」を「使用料の額（第7条の規定によるものを除く。）を」に改め、同条第4項及び第5項中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「前2条」を「第5条及び第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(壁面等使用料算定基準)

第7条 広告を掲出する目的で建物の壁面等の一部を使用させる場合の使用料は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定める1区画につき、年額900円とする。

2 前項の規定により使用させる期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。

3 前項の場合において、1箇月に満たない期間があるときは、これを1箇月として計算するものとする。ただし、当該期間が7日に満たない場合は、これを切り捨てるものとする。

(薩摩川内市都市公園条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市都市公園条例（平成16年薩摩川内市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項第5号の規定にかかわらず、市長は、規則に定める都市公園について、広告物を掲出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。